

○ 令和4年7月臨時会における新型コロナ感染症への具体的対応について

1. 市議会の対応について

(1) 議会開催に関する取扱いについて

- ・ 感染や濃厚接触等により本会議・委員会の定足数を満たさない場合は、日程の変更等を検討する。なお、委員会については、オンライン委員会の開催もあわせて検討する。
- ・ 本会議の開催日において、感染や濃厚接触等により会派の所属議員全員が出席できない場合は、本会議の日程変更等を検討する。

(2) 特例的な議事運営について

① 出席議員について

- ・ 議案審議及び代表質疑においては、定足数を満たすことを前提として適宜離席を認める。ただし、議案採決時には議席に戻ることとする。なお、離席中においても、モニター傍聴又はインターネット中継などにより議事を確認するよう努める。
- ・ 委員会での議案審議においても同様とする。

② 理事者(説明員)の出席について

- ・ 理事者には、提出された議案の審議に必要最小限の説明員の出席を求めることする。
- ・ 代表質疑において、通告がない部局の説明員の出席は求めないこととする。なお、本会議場への出入りについては、原則として休憩中に行うこととする。

③ 議案の質疑について

- ・ 質疑については会議規則を遵守し、また、重複質問を避けることとする。
- ・ 本会議における理事者（部長級）の答弁は、自席で行うこととする。

④ 委員会審議について

- ・ 委員会においては、提案理由説明は省略する。

⑤ その他

- ・ 長時間の会議とならないよう質疑等は簡潔に行うとともに、適宜、休憩及び換気を行う。
- ・ 市民へは直接傍聴を控え、インターネット中継を利用してもらうよう周知に努める。

2. 議員の対応について

① 感染防止対策の徹底

- ・ 手洗い、消毒を徹底するとともに、必ずマスクを着用するなど、日頃から感染防止対策を徹底する。

② 議員本人が感染した場合

- ・ 保健所等の療養方針に従い、本会議、委員会等の会議は欠席する。
- ・ 速やかに市議会事務局を通じて議長（及び委員長）に報告する。

③ 議員本人が濃厚接触者となった場合

- ・ 感染者との最終接触日（同居家族の場合は、住居内で一定の感染対策を開始した日）から7日間自宅待機とする。ただし、待機4日目及び5日目に抗原定性検査等（自費検査）で陰性であることを確認した場合は、5日目から自宅待機を解除する。なお、待機期間中に委員会が開催される場合は、オンラインでの出席を検討する。
- ・ 速やかに市議会事務局を通じて議長（及び委員長）に報告する。

④ 議員本人が感染の疑いがある場合

- ・ 発熱その他体調不良の場合は、速やかに医療機関を受診する。また、感染の疑いがあるなどでPCR検査等を受ける場合は、その結果が判明するまで自宅待機とする。なお、待機期間中に委員会が開催される場合は、オンラインでの出席を検討する。
- ・ 速やかに市議会事務局を通じて議長（及び委員長）に報告する。

⑤ 同居家族が濃厚接触者となった場合

- ・ 住居内で一定の感染対策を講じた上で登庁可能とする。ただし、同居家族が感染の疑いがある場合は、次の⑥によるものとする。

⑥ 同居家族が感染の疑いがある場合

- ・ 同居家族が発熱その他体調不良でPCR検査等を受ける場合は、その結果が判明するまで自宅待機とする。なお、待機期間中に委員会が開催される場合は、オンラインでの出席を検討する。
- ・ 速やかに市議会事務局を通じて議長（及び委員長）に報告する。

※ これは、『豊中市議会BCP（業務継続計画）』（令和4年3月策定）を補完し、令和4年7月臨時会における新型コロナウィルス感染症への具体的な対応を定めるものである。